

ID: 109

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	高根沢町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第4条		
例規番号	昭和48年条例第8号		
【基準】	<p>第3条及び第4条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、高根沢町の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされる者又は高根沢町に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であって、町長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 町長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を助成する。</p> <p>(1) 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額</p> <p>(2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等(薬局を除く。)の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額(その額が500円を超える場合は、500円)の合計額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、市町村民税世帯非課税者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1項第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、当該者に相当するものとして町長が適当と認める者を含む。)である場合には、規則で定めるところにより、前項第1号に掲げる額を助成するものとする。</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日